

令和4年度

札幌市文化財保護審議会  
(第2回)

令和4年9月14日(水)

市民文化局文化部

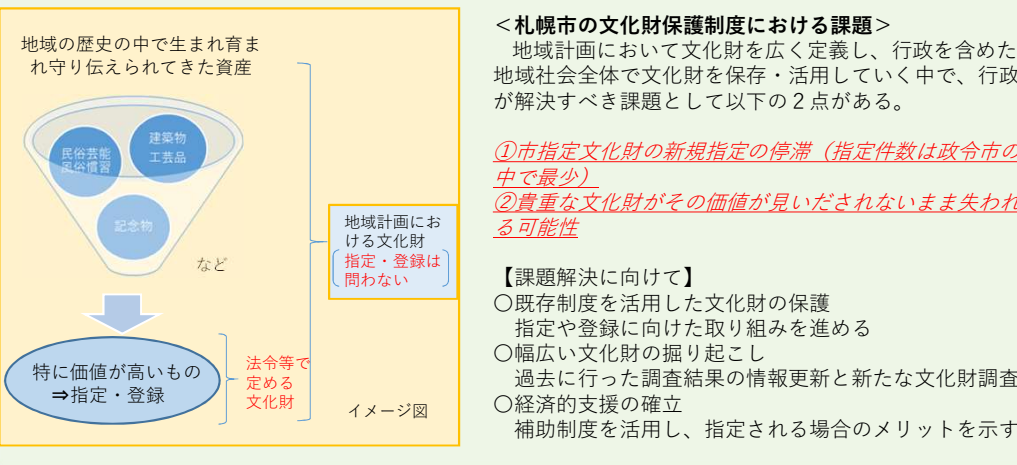
## 1 文化財を取り巻く社会情勢と札幌市の文化財保護制度における課題

### <文化財を取り巻く社会情勢と札幌市の動き>

- 近年、過疎化や少子高齢化の影響による担い手の減少などから、文化財を次世代に継承していくことが困難となった。指定等を受けていない文化財がその価値が見いだされないまま失われる事態への対策として、これまでの指定等制度に加え、指定等の有無や文化財保護法が定める文化財の分野にかかわらず、地域の文化財同士のつながりや周辺環境までを総合的に把握し、様々な場面で生かし保護していく枠組みである「歴史文化基本構想」が提唱されるようになった。
- 平成30年度には、文化財保護法が改正（31年度施行）され、基本構想の考え方を継承した文化財の保存・活用に関する市町村の計画「文化財保存活用地域計画」が規定されたことにより、令和2年2月に「札幌市文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財の保存・活用の基本的な方針を示した。

### <札幌市文化財保存活用地域計画における文化財の定義>

文化財保護法が定める文化財6類型による分類が困難なものも含め、法令による指定等がなされているか否かに関わらず、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産  
→ **法の定義や指定・登録に関わらず、文化財を広く捉えている**



## 2 札幌市の文化財保護制度における課題に対する取組状況

- 既存制度を活用した文化財の保護
  - ・令和2～3年度政令市調査、令和3年度道内各市町調査
  - 市指定制度における候補物件の把握方法、詳細な価値評価基準の有無とメリット・デメリット、指定基準や指定プロセスにおける北海道ならではの特徴の有無
- 幅広い文化財の掘り起こし
  - ・文化財データベース（令和2年度～）
  - 郷土資料など未指定等も含めて、幅広く市内の文化財に関する情報をインターネット上に公開し発信している。
  - ・「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」事業（令和2年度～）
  - 札幌市文化財保存活用地域計画を推進するための団体として立ち上げた協議会（事務局：文化財課）が主体となり、毎年度テーマに沿った文化財（指定・登録を問わない）の掘り起こしや活用方法について意見交換を行う市民ワークショップを開催。「関連文化財群とストーリー」を設定し、パンフレットを制作してPR。
- 経済的支援の確立
  - ・令和2年度政令市調査
  - 民間所有者が市指定文化財となるメリット

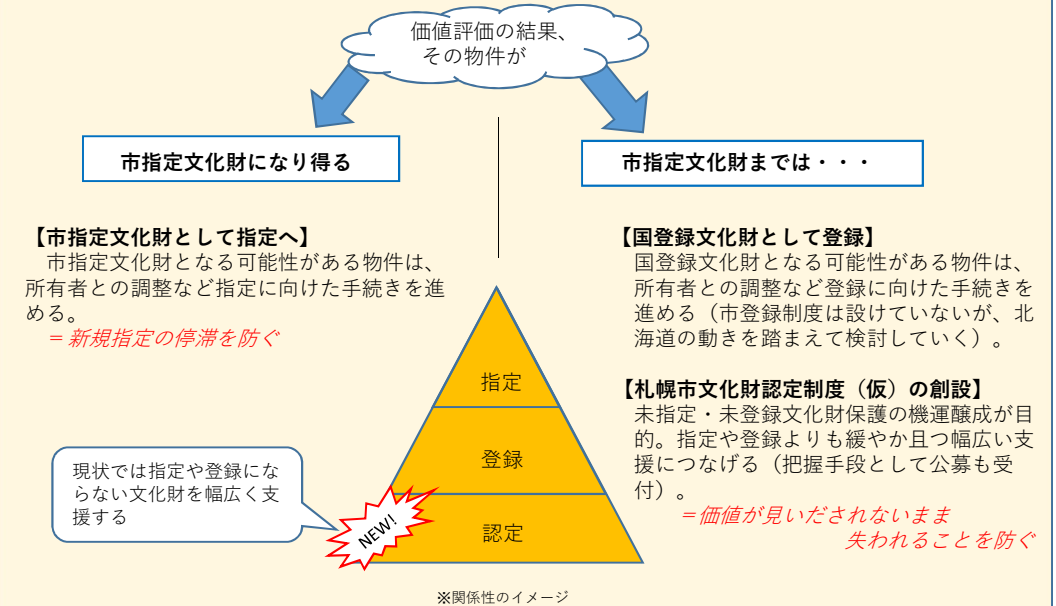


これまでの取組状況を踏まえて、文化財の保存・活用をさらに推進するための取組を進める

## 3 文化財の保存・活用をさらに推進するための取組（案）

### 【定期的な物件把握】

- ① 既存資料からの物件把握（短期的な取組）  
札幌市文化財保存活用地域計画資料編の文化財リストのうち「さっぽろふるさと文化百選」など他の制度によりその価値が評価されている物件（＝指定・登録に近い）を抽出
  - ② 追加調査による物件把握（長期継続的な取組）  
現在の文化財リストは地域計画策定時点の内容のため、公募含め追加調査を随時行う。  
→ ①や②で把握した物件について有識者や専門家による**価値評価**を行う
- ※ 有形文化財を優先して調査するが、他の類型に関する調査も進めていく。



### <今後の検討項目>

- ・札幌市文化財認定制度（仮）の内容
- ・指定・登録・認定文化財となった場合の支援手法（専門家との相談窓口の設置、広報の方法など）

## 参考：文化財の評価項目の一例（北海道文化財保護条例施行規則の例）

建造物や工作物の場合、主に次の項目から総合的に評価し、一定の評価を得た物件を指定候補とする。

評価項目	市指定文化財の例
① 意匠的に優秀なもの	清華亭
② 技術的に優秀なもの	
③ 歴史的価値の高いもの	旧黒岩家住宅、新琴似屯田兵中隊本部
④ 学術的価値の高いもの	
⑤ 流派的又は地方的特色において顕著なもの	

これらの文化的価値の判断には有識者や専門家などの意見が必要。その意見を踏まえて各候補物件を評価していく

調査物件候補（案）

No.	大分類	中分類	小分類	名称（別名）	指定等	指定年月日	所在地	年代（年）
162	不動産	景観要素	建築物・工作物	旧藪商事会社ビル（三誠ビル）	札幌景観資産 さっぽろ・ふるさと文化百選	2009/1/7 1988	中央区南1条西	大正13年
436	不動産	景観要素	建築物・工作物	旧小熊邸（ドリーバーデン）	札幌景観資産 さっぽろ・ふるさと文化百選	2005/3/3 1988	中央区伏見	昭和2年
482	不動産	景観要素	建築物・工作物	カトリック北一条教会 司祭館カテドラルホール	札幌景観資産 さっぽろ・ふるさと文化百選	2008/3/26 1988	中央区北1条東	明治31年
483	不動産	景観要素	建築物・工作物	カトリック北一条教会 聖堂	札幌景観資産 さっぽろ・ふるさと文化百選	2008/3/26 1988	中央区北1条東	大正5年
773	不動産	景観要素	建築物・工作物	旧札幌製糖会社工場（旧札幌麦酒製麦所）	さっぽろ・ふるさと文化百選 北海道遺産	1988 2004/10/22	東区北7条東	明治23年
779	不動産	景観要素	建築物・工作物	北海湯	札幌景観資産 さっぽろ・ふるさと文化百選	2007/3/30 1988	東区北7条東	明治末期～ 大正初期
990	不動産	景観要素	建築物・工作物	八紘学園の洋館と牧舎（八紘学園栗林記念館、旧吉田善太郎別邸）	さっぽろ・ふるさと文化百選 札幌景観資産	1988 2006/3/7	豊平区月寒東	明治42年
1186	不動産	景観要素	建築物・工作物	旧石山郵便局（ぼすとかん）	札幌景観資産 さっぽろ・ふるさと文化百選	2005/3/3 1988	南区石山2条	昭和15年

候補物件の抽出条件

- ①札幌市文化財保存活用地域計画（資料編）における文化財リストをベースとする。
- ②指定・登録を受けていない文化財のうち、  
「さっぽろふるさと文化百選」「札幌景観資産」「北海道遺産」に登録されている文化財を抽出  
→文化財リスト2,309件のうち、いずれかに該当している物件は158件
- ③その158件のうち複数の制度において価値が認められている物件（建築物・工作物）は8件



複数の制度において価値が認められている = 次なる市指定文化財に近い物件

まずはこの8物件についての評価・分析を進める。

物件調査シート

<p>名称・外観</p>	<p>No.162 旧藪商事会社ビル（三誠ビル）</p> 
<p>所在地</p>	<p>札幌市中央区南1条西13丁目317-2</p>
<p>竣工年</p>	<p>大正13（1924）年</p>
<p>用途</p>	<p>店舗、事務所</p>
<p>所有者</p>	<p></p>
<p>指定等状況</p>	<p>札幌景観資産、さっぽろふるさと文化百選</p>
<p>構造</p>	<p>鉄筋コンクリート造</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に現存する鉄筋コンクリート造では最古の建物であり、鉄筋コンクリート造りでは市内で最初の貸事務所ビル。</li> <li>・外観全体は、柱、梁の構造を素直に表現したシンプルな外観ながらも、正面3階窓のアーチ飾りやモールディングと呼ばれる段々になった帯状の装飾、重厚感ある玄関など、正面の姿を意識した細やかなデザイン。</li> <li>・設計者は、北海道帝国大学医学部や工学部の創設工事を担当した田中豊太郎。当時、鉄筋コンクリート構造を扱うことのできる数少ない技師の一人であった。</li> </ul>

物件調査シート


<p>名称・外観</p>	<p>No.436 旧小熊邸（ドリーバーデン）</p> 
<p>所在地</p>	<p>札幌市中央区伏見 5 丁目 3 - 1</p>
<p>竣工年</p>	<p>昭和 2（1927）年</p>
<p>用途</p>	<p>店舗、カフェ</p>
<p>所有者</p>	
<p>指定等状況</p>	<p>札幌景観資産、さっぽろふるさと文化百選</p>
<p>構造</p>	<p>木造</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道帝国大学（現：北海道大学）の小熊捍教授の自邸として建設。</li> <li>・設計者はアメリカの著名な建築家フランク・ロイド・ライトに師事した田上義也。</li> <li>・深く張り出した軒、大きな亀甲窓、外壁の羽目板による水平性を強調した外観などのデザインにライトの影響が強く出ている。</li> <li>・元の所在地は中央区南 1 条西 20 丁目であったが、平成 10（1998）年に現所在地に移築。（当初材は全体の 1 割程度）</li> </ul>



物件調査シート

<p>名称・外観</p>	<p>No.482.483 カトリック北一条教会 聖堂・司祭館カテドラルホール</p> 
<p>所在地</p>	<p>札幌市中央区北1条東6丁目10番地</p>
<p>竣工年</p>	<p>聖堂：大正5（1916）年 司祭館：明治31（1898）年</p>
<p>用途</p>	<p>教会</p>
<p>所有者</p>	<p>カトリック北一条教会</p>
<p>指定等状況</p>	<p>札幌景観資産、さっぽろふるさと文化百選</p>
<p>構造</p>	<p>聖堂：木造一部石造 司祭館：石造</p>
<p>特徴</p>	<p>&lt; 聖堂 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロマネスク風の中央の塔や左右のゴシック風の小尖塔、外壁や窓には連続した装飾が施され、その外観は中世ヨーロッパの教会の雰囲気を漂わせる。</li> <li>・ 内部は教会建築で一般的な三廊式と言われるもので、天井の高い身廊と左右の低い側廊とで構成される。</li> <li>・ 室内は豊かな残響と音質により、コンサートも開催され、地域の人々に親しまれている。</li> </ul> <p>&lt; 司祭館 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌軟石を使用した石造の壁に瓦屋根を組み合わせたユニークな建物。</li> <li>・ 質素ながらも力強い外観は、ほぼ当時のまま。</li> <li>・ 1階は司祭住宅、2階が会堂として建てられ、現在は教会のホールとして活用されている。</li> </ul>

物件調査シート


<p>名称・外観</p>	<p>No.773 旧札幌製糖会社工場（旧札幌麦酒製麦所）</p> 
<p>所在地</p>	<p>札幌市東区北7条東9丁目1-1</p>
<p>竣工年</p>	<p>明治23（1890）年</p>
<p>用途</p>	<p>サッポロビール博物館</p>
<p>所有者</p>	<p></p>
<p>指定等状況</p>	<p>北海道遺産、札幌景観資産、さっぽろふるさと文化百選</p>
<p>構造</p>	<p>鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明治23（1890）年に札幌製糖工場として建てられたものを同36（1903）年に札幌麦酒が買収し、大幅に増改築してビール製造の製麦工場として昭和40（1965）年まで利用していた。</li> <li>・ 昭和62（1987）年7月にサッポロビール博物館として開館し現在に至るが、外観は製麦工場当時の様子をほぼそのまま残している。</li> <li>・ 建物は幅84m、奥行17mと非常に長く、レンガの煙突の高さは49mある。</li> <li>・ 建物壁面には、アーチの付いた縦長の上げ下げ窓が並んでいるほか、屋根にはところどころ屋根窓が付いている。</li> </ul>

物件調査シート


<p>名称・外観</p>	<p>No.779 北海湯</p> 
<p>所在地</p>	<p>札幌市東区北7条東3丁目</p>
<p>竣工年</p>	<p>明治40（1907）年頃</p>
<p>用途</p>	
<p>所有者</p>	<p>北海湯</p>
<p>指定等状況</p>	<p>札幌景観資産、さっぽろふるさと文化百選</p>
<p>構造</p>	<p>レンガ造2階建て</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の銭湯では最も古いものの一つ。</li> <li>・レンガ造の公衆浴場は全国的にも珍しい。</li> <li>・三角屋根のシンプルな外観に、正面2階の壁には上部にくし形アーチのついた窓、白色タイルの装飾、金文字の看板が特徴的な明治・大正期のモダンなデザインを感じさせる外観。</li> <li>・平成28（2016）年現在、建物1階は「STUDIO BAR 北海湯」として営業されている。</li> </ul>



物件調査シート

<p>名称・外観</p>	<p>No.990 八紘学園の洋館と牧舎（八紘学園栗林記念館、旧吉田善太郎別邸）</p> 
<p>所在地</p>	<p>札幌市豊平区月寒東1条12丁目・13丁目</p>
<p>竣工年</p>	<p>昭和初期</p>
<p>用途</p>	<p>内部見学</p>
<p>所有者</p>	<p>学校法人 八紘学園</p>
<p>指定等状況</p>	<p>札幌景観資産、さっぽろふるさと文化百選</p>
<p>構造</p>	<p>木造</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和2（1927）年、農業経営者育成のため創設された学園内に、洋館（現・栗林記念館）、めん羊舎（現・農業資料館）、石造サイロなどの建物が保存されている。</li> <li>・農場主の吉田善太郎が明治中頃から経営した吉田農場を、八紘学園創始者の栗林元二郎が昭和8（1933）年に購入。</li> <li>・同20（1945）年まで栗林家の居宅として使用された記念館は、吉田牧場内の別宅として明治末から大正初期にかけて建てられたもの。</li> <li>・洋館は、白い外壁に上げ下げ窓の井型と菱組を組み合わせた繊細な棧割をもつ。現在は記念館として改修され、同氏蒐集の馬の彫塑品・美術品・民芸などを展示している。</li> <li>・めん羊舎と2基のサイロも吉田農場時代のもので、元は1基だった大サイロが昭和18年頃2基に改築された。</li> </ul>

物件調査シート

<p>名称・外観</p>	<p>No.1186 旧石山郵便局（ぼすとかん）</p> 
<p>所在地</p>	<p>札幌市南区石山2条3丁目</p>
<p>竣工年</p>	<p>昭和10年代</p>
<p>用途</p>	<p>店舗、カフェ</p>
<p>所有者</p>	
<p>指定等状況</p>	<p>札幌景観資産、さっぽろふるさと文化百選</p>
<p>構造</p>	<p>石造2階建</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石山街道沿いに残る軟石造りの建物（昭和10年代建築）で、アーチ型の玄関など当時札幌で流行した洋風石造建築。</li> <li>・明治35年2月に石山郵便受取所として創設され、郵便為替貯金事務を始めたのが石山郵便局の始まり。集会所としての役割も担っていた。</li> <li>・現在の局舎の原形は昭和15年9月に新築されたもの。その後、平成9（1997）年に道路拡幅のため後方に移築された際に、内部の意匠が一新された。</li> <li>・平成28（2016）年現在、建物は「ぼすとかん」という名称で、ギャラリーやフリースペース等を備え、イベント・会合用等の場として利用され、石山地区の歴史を物語るシンボリックな建物として親しまれている。</li> </ul>

## 川崎市地域文化財顕彰制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

### (1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの並びに考古資料及び歴史資料として重要なもの

### (2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

### (3) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

### (4) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物（遺跡関係）

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

(6) 記念物（名勝地関係）

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(7) 記念物（動植物及び地質鉱物等関係）

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

(8) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(9) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(10) 文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能  
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、次のいずれかから推薦されたものとする。

(1) 市民団体等

(2) 市内各区役所

(3) 川崎市文化財審議会委員

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第4条 地域文化財の決定は、教育長が行う。

2 教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聴くこととする。

（証書の交付）

第5条 前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第3号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

3 教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとする



るときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、教育長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者・管理者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

（地域文化財の決定の取消）

第13条 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の決定を取り消すものとする。

- （1）滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。
- （2）地域文化財が市内に所在しなくなったとき。
- （3）文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 教育長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、川崎市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

(事務の所管)

第14条 顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が所管する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日教育長決裁 30川教文第680号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 議 題：清華亭の耐震改修工事等について

## 【その1】清華亭耐震・保全改修方針

### (1) 補強方法の詳細（工法・範囲）

①建物の状況

②壁面補強（補強詳細および土壁の保存方法）

③水平構面補強（範囲）

④煙突の補強

### (2) 基礎の健全度及び土台交換

### (3) 屋根及び内壁の修繕方針

### (4) 施工記録の残し方（案）

## 建物の略歴

時 期	内 容	備 考
不 明	部分改修工事	図面・記録なし
昭和53年(1978年)	復元修理工事	図面あり
平成26年(2014年)	外部改修工事	図面あり

建物の略歴

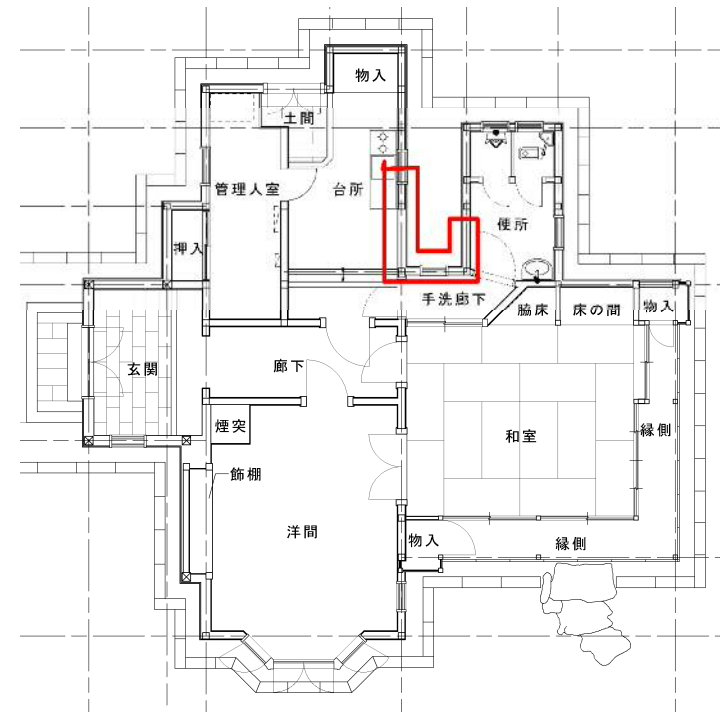
箇 所	内 容	
基礎	置き換え	鉄筋コンクリート
土台	取り替え	セン→えぞ松
1階床廻りの大引、根太、床板等	取り替え	トドマツ→えぞ松又はトドマツ
外壁	張替え	トドマツ→トドマツ
柱	根継補強	ほぼ当初のまま
小屋組	改修なし	当初のまま
洋室内装	塗り替え	プラスター塗
和室内装	塗り替え	プラスター中塗り新京壁塗り
屋根	葺き替え	亜鉛鉄板

### 建物の略歴

時 期	内 容	備 考
不 明	部分改修工事	図面・記録なし
昭和53年(1978年)	復元修理工事	図面あり
平成26年(2014年)	外部改修工事	図面あり

建物の略歴

箇 所	内 容
外壁	北側の凹部分の腐朽が激しい部分の修復工事
建具	
屋根	

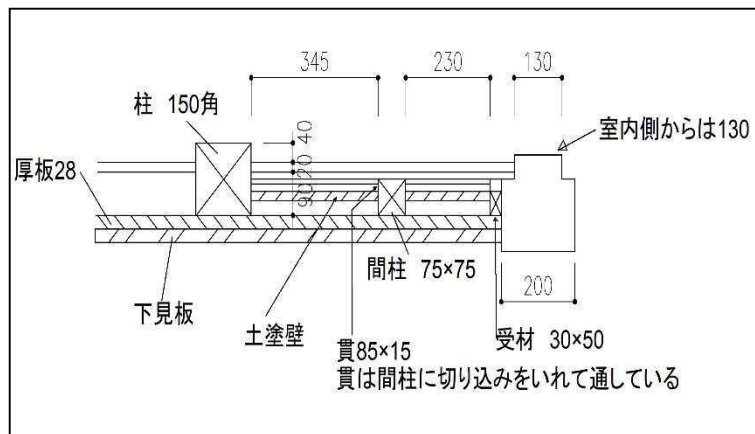




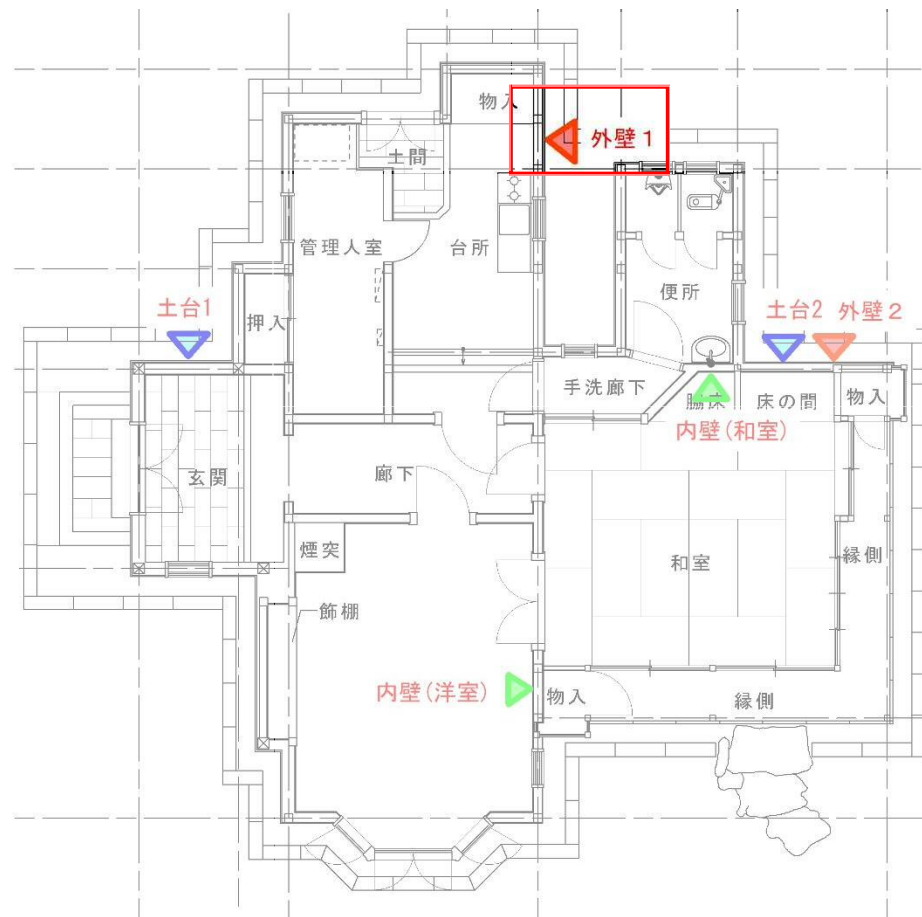
# 外壁



外壁1 (台所付近)



外壁1 (台所付近) の断面図



**外壁1 (台所付近)**  
 下見板の内側に発泡ポリエチレンシートを介して厚さ28mmの板が横張りされている。厚板の奥には、厚板を留めるための間柱が450ピッチに入っており、その間に風化した土塗壁と竹木舞が残されている。

(1) -① 建物の状況

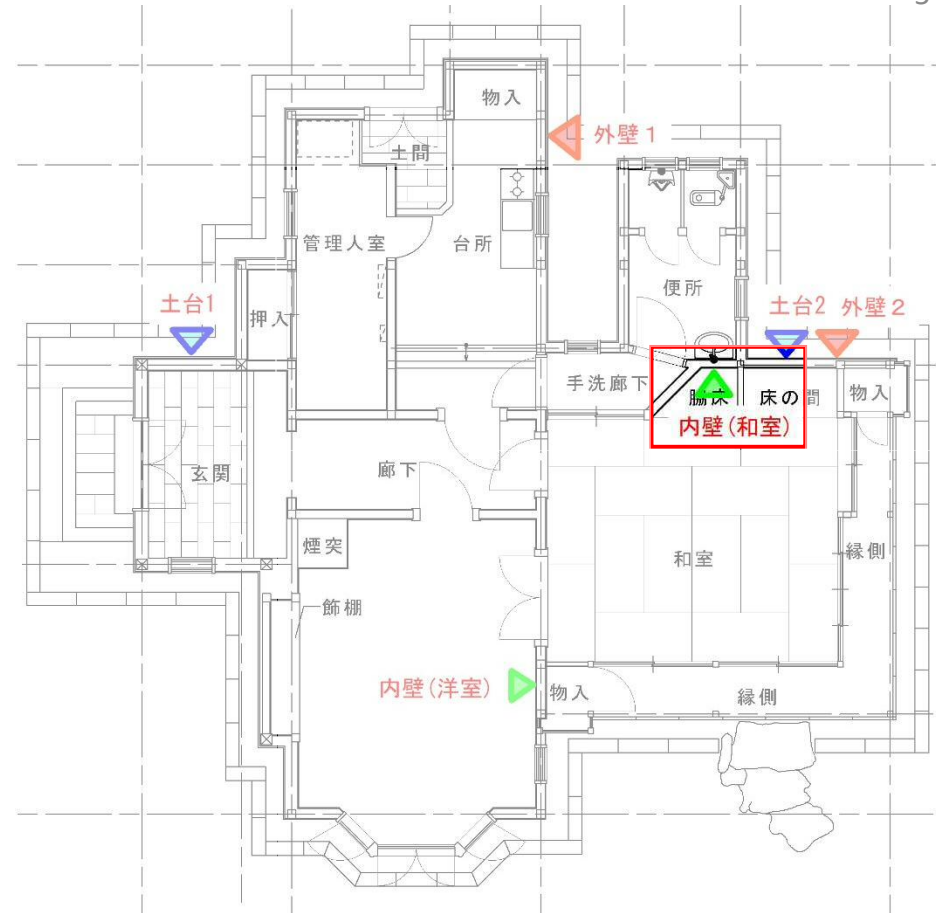
内壁（和室）



内壁（和室）



和室壁断面



内壁（和室）

小幡板の上にモルタル、その上にじゅらく塗であることがわかった。小幡板は建設当時のものと考えられ、その上のモルタルとじゅらくは昭和53年改修時に施工されたと考えられる。

(1) -① 建物の状況

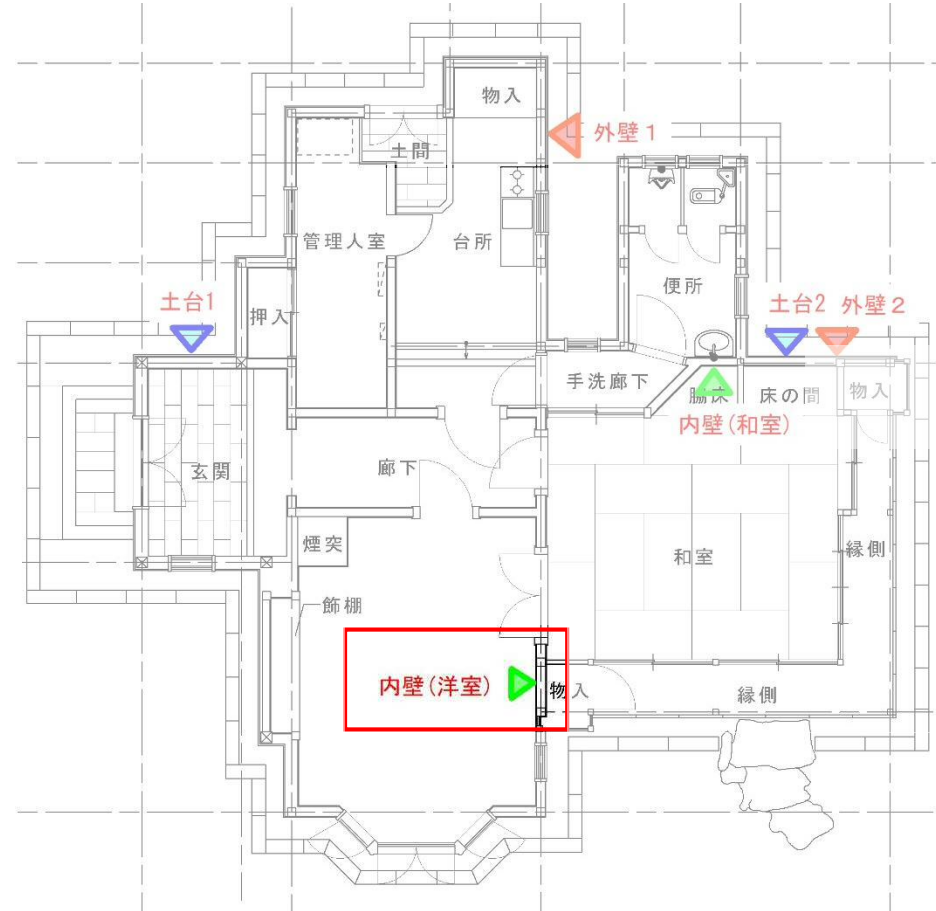
内壁（洋室）



内壁（洋室）



洋室壁断面



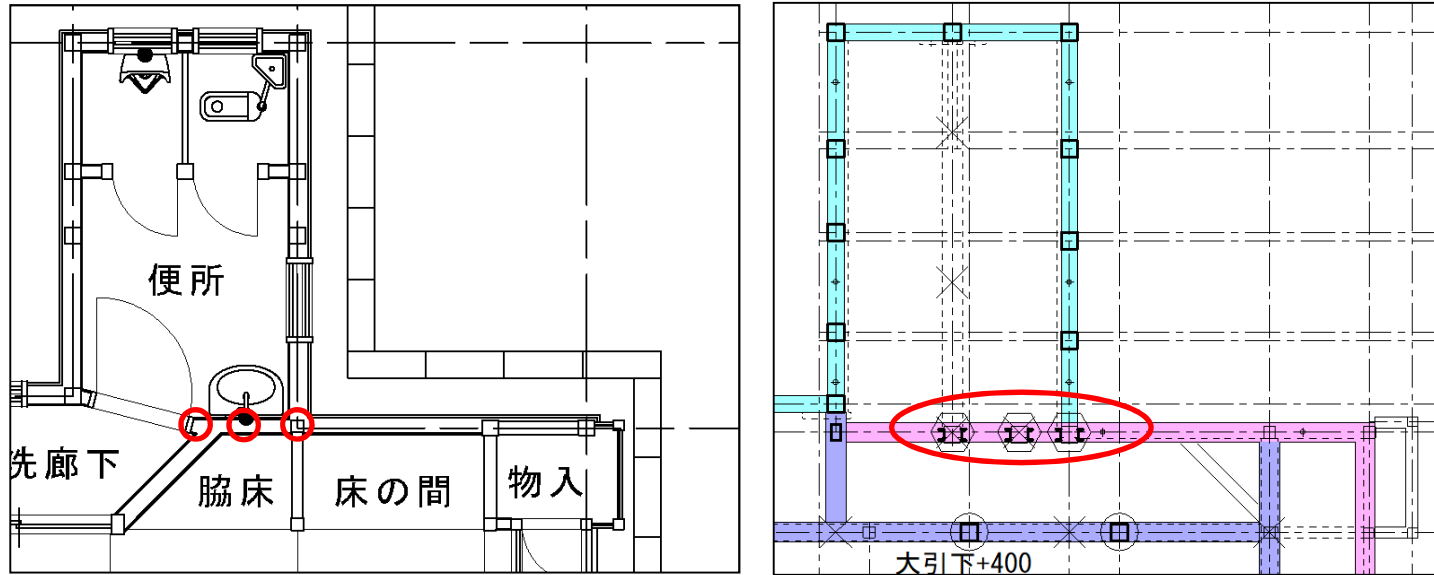
内壁（洋室）

土壁、下地板、ラスボード、モルタル、プラスターで構成されていることがわかった。土塗壁と下地板は建設当時のもので、ラスボード・モルタル・プラスターは、昭和53年改修時に施工されたと考えられる。



(1) -① 建物の状況

根継部



根継箇所



根継部分

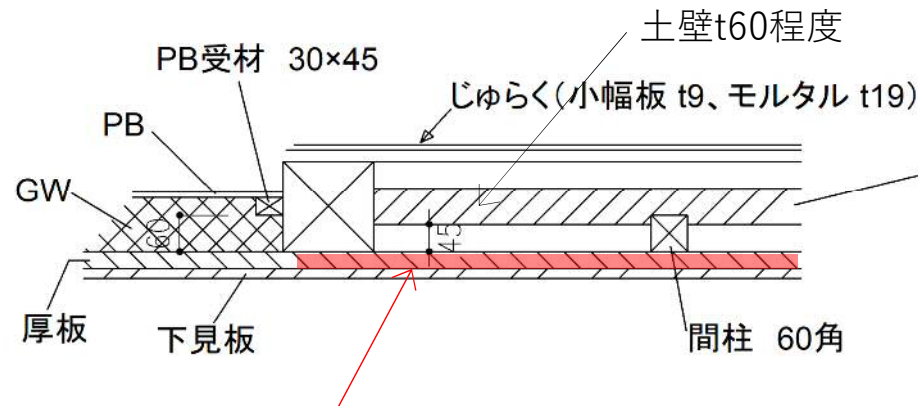
根継部

3箇所で根継されており、溝型鋼のC-100x50x5x7.5とボルトで留められていた。

土台交換時に柱の一部も修復していることが確認された。

(1) -② 壁面補強

補強イメージ



構造用合板補強 (大壁仕様)

外壁2 (和室側) の断面図



補強イメージ

外壁側

厚板を取り外した上で、構造用合板を取り付ける。合板に直接下見板を取り付けると外壁ラインが変わるため、調整用下地材の上に既存下見板を張り付ける。外観は変わらないように配慮する。

内壁側

内壁部分でも補強を行うことを考えているが、管理人室側及び物置からの補強とする。この補強壁の下には、コンクリートの布基礎が必要となる。



## (1) -② 壁面補強 既存土壁状況



2014年外部改修工事の状況写真



外部2（和室付近）内部

### 外壁1（台所付近）

風化が激しく、少量の土と小舞が残っている状態であった。小舞は竹と葦（アシ）が使われていた。

### 外壁2（和室付近）

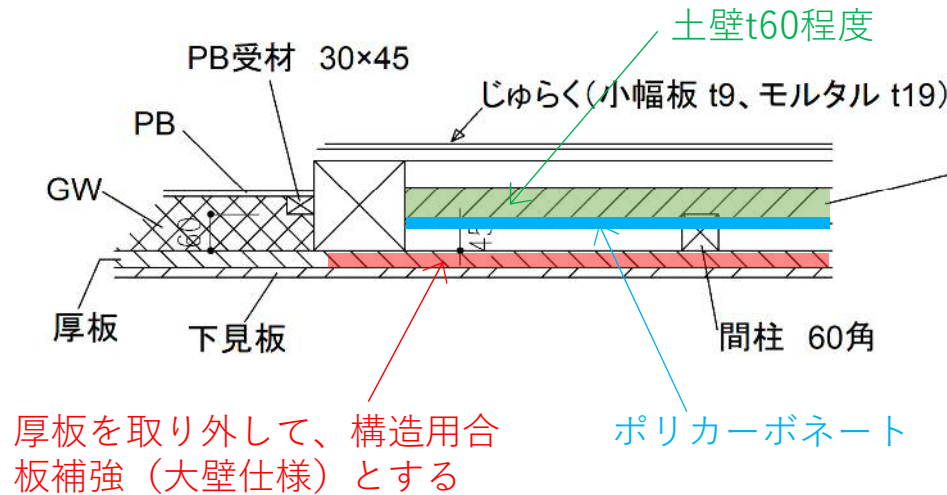
部分的に小舞だけとなっていた。小舞は竹と葦が使われており、竹が多めに使われていた。当時竹の入手が難しかったため、部分的に竹と葦を併用したと思われる。土壁の白い部分は砂漆喰と見られる。土壁は乾燥すると柱との間に隙間ができるので、収縮の小さな砂漆喰でチリ仕舞いをしたと思われる。

風化した土壁を補修するのであれば、部分補修ではなく、全面的にやり直す必要あり

(1) -② 壁面補強

既存土壁のありかた（どの状態で残すか）

10



**復旧する場合**

風化した土は床下の砂と混ざって回収不可能であるため、代用で賄う必要がある。

**補修する場合**

土壁の風化状況によっては、小舞から作成する必要がある。その場合、壁片面からの補修が不可能なため、内壁もはがして一から作成する必要がある。

**施工時の懸念**

補修後、構造用合板の釘打ち時に振動によって損傷する可能性があるため、振動をできるだけ出さない工法を選択する必要がある。



既存の土壁は、復旧・補修せず、**材として保存する。**  
ポリカーボネート板等で挟み、土壁が崩れても残るような方法を検討する。

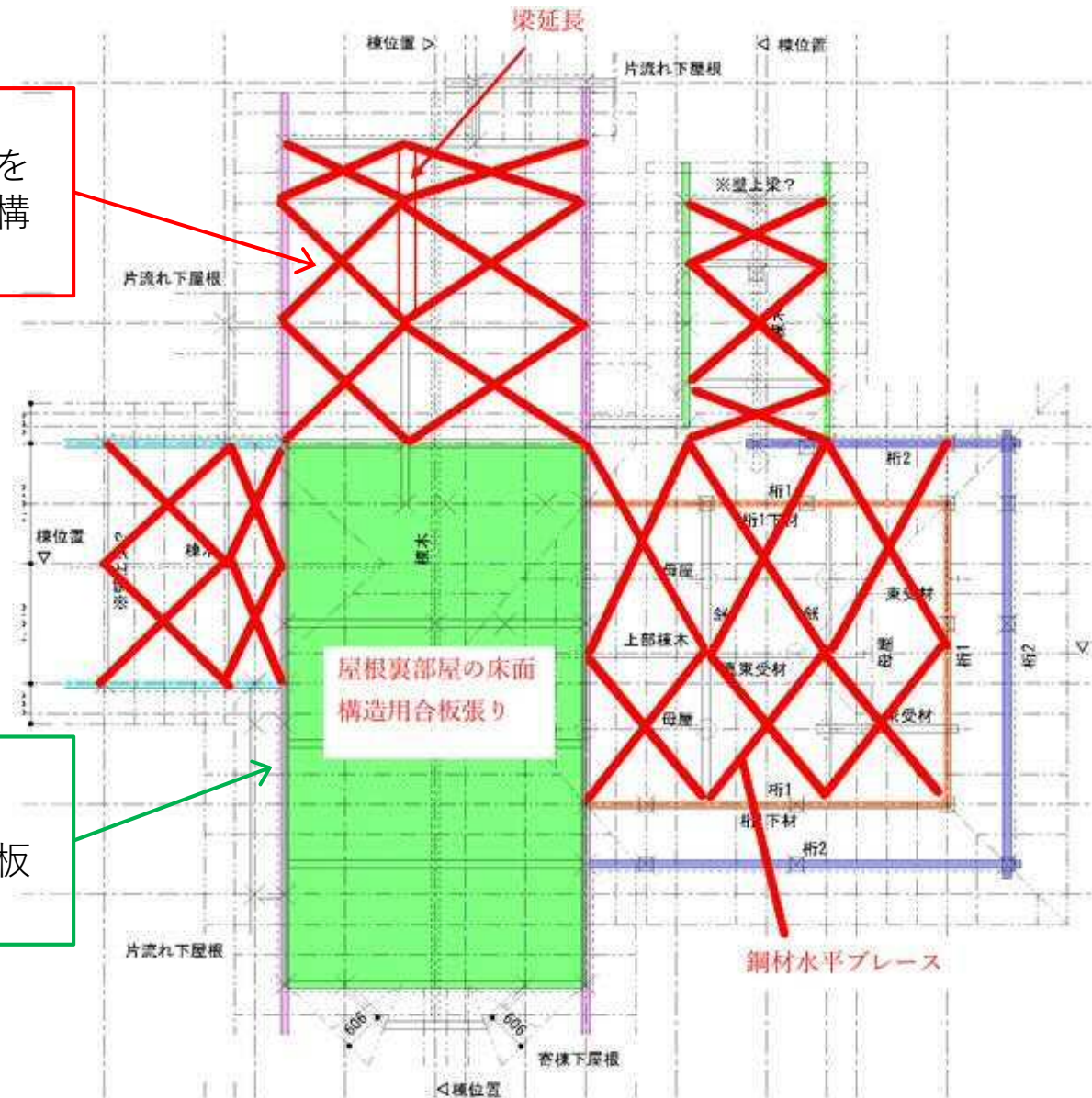
### 補強必要範囲

#### 水平ブレース

梁間に丸鋼の水平ブレースを取り付けることにより水平構面剛性を向上させる。

#### 構造用合板

屋根裏部屋の床（洋室の天井）については、構造用合板を貼り補強する。



天井補強図



(1) -③ 水平構面補強

施工方法



屋根裏部屋



屋根裏部屋床

構造用合板

屋根裏部屋の床（洋室の天井）は既存厚板を取り外し、構造用合板を貼り付け補強する。その後、取り外した厚板を復旧する。



水平ブレース



和室

水平ブレース

ブレースは鋼材とし、天井より上、小屋裏にて補強を行う。

小屋裏には作業スペースがあるので、天井解体は、施工出入口を設ける程度の部分的な解体とする。

水平ブレースは天井内に隠れるため、見えない。



警備員室天井



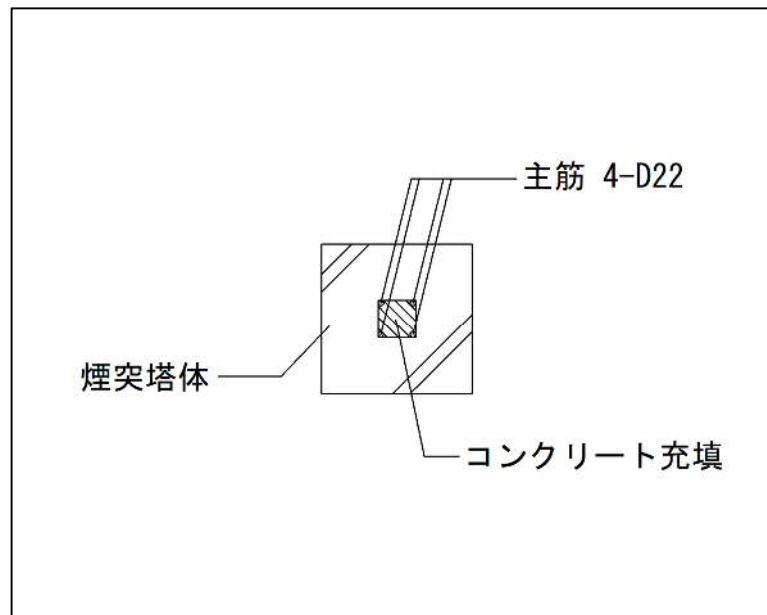
水平ブレース例 (WEBより転載)

一般客が立ち入れない警備員室天井の水平ブレースは、天井がないのでブレース表しとする。目立たないように、暗色系の着色とする。

(1) -④ 煙突の補強

**1. 曲げ補強**

煙突は組積造であるため、水平力がかかった時に、曲げモーメントに対して、弱い構造となっている。煙突内に鉄筋を挿入し、コンクリートで埋めて補強する。



煙突補強

**2. 転倒防止**

小屋裏部屋に支点を設けるため、煙突の周りを鉄骨の骨組みで補強し、煙突の水平力を構造用合板に伝達させ、塔体の転倒を防止する。



小屋裏部屋の煙突



## 基礎

### 【現状】

昭和53年の改修工事によって鉄筋コンクリート基礎となっており、試験によって32.8N/mm<sup>2</sup>の圧縮強度を確認しており、十分な強度を有している。

### 【対応】

補強せず、そのままの状態を使用する。

壁補強を行う箇所の下にコンクリートの基礎がない場合は、新たにコンクリートを設置する。

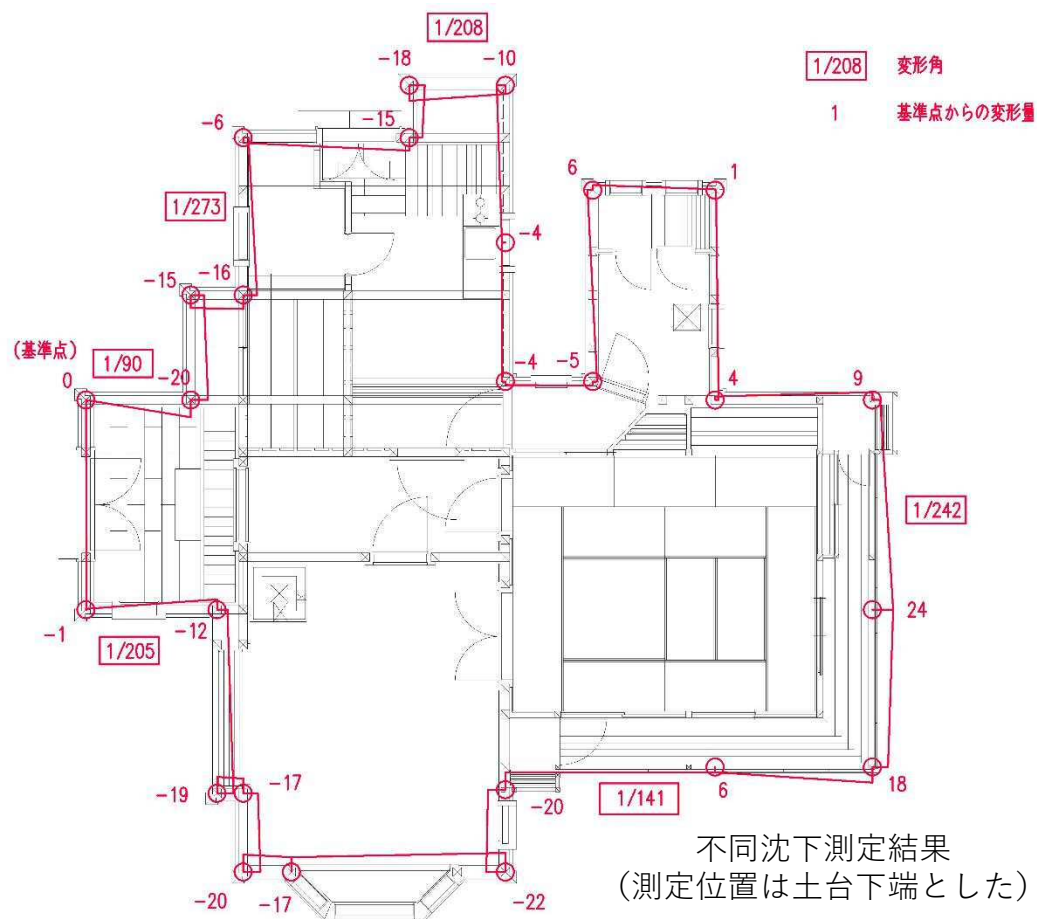
### 【不同沈下について】

・ X方向で最大傾斜角1/90、Y方向で最大傾斜角1/242

・ 玄関付近の傾きは、外柱、内柱の軸力差による不同沈下もしくは玄関ポーチ部分の凍上によるもので、現在は安定していると考えられる。この不陸による建物への影響は、ほとんどないと考えられる。



建物全体が一方向に傾斜している傾向は見られないことから、有害な不同沈下は生じていないと判断した。



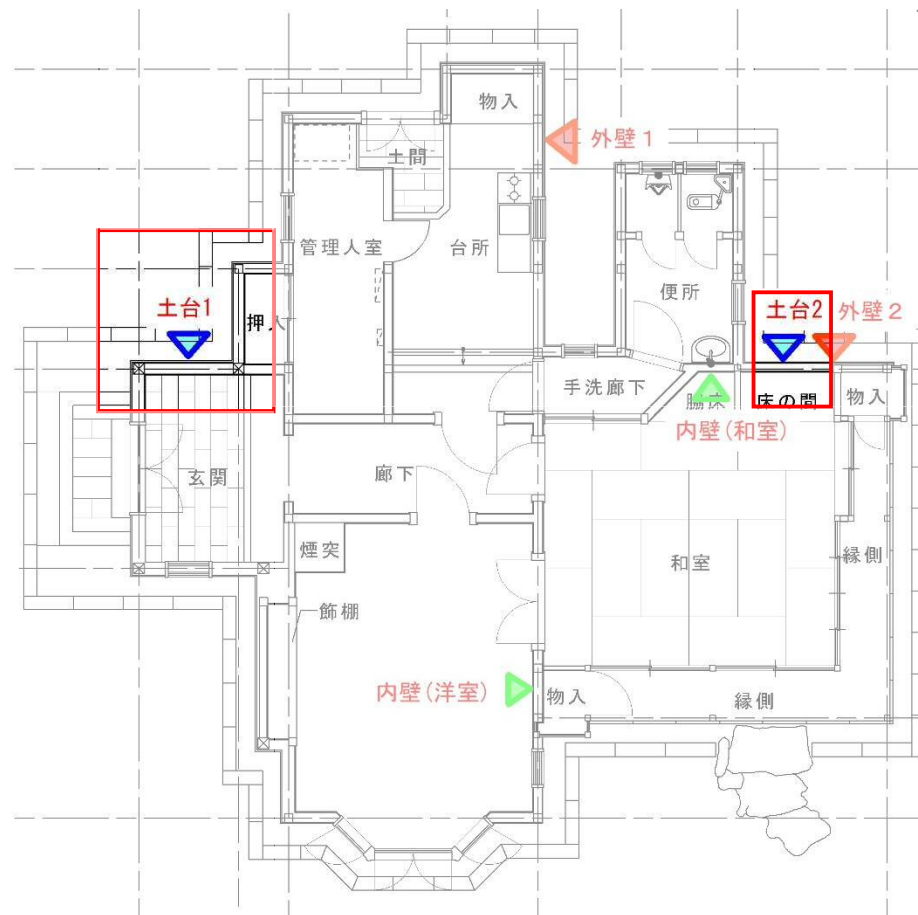
## 土台の現状



土台1 (玄関付近)



土台2 (和室付近)



### 土台1 (玄関付近)

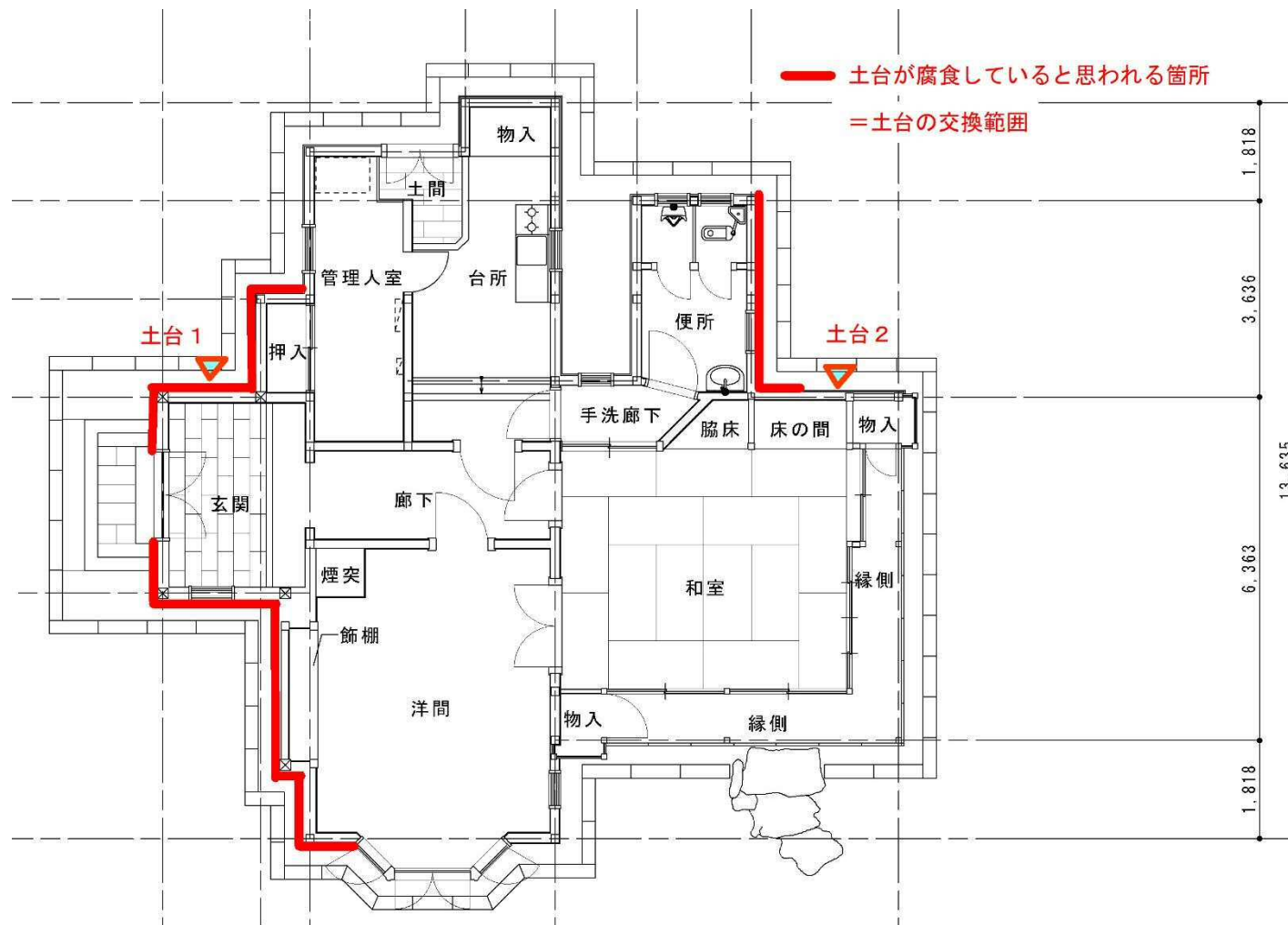
化粧土台→腐朽、断面は大きく欠損  
構造土台→全断面にわたって腐朽

### 土台2 (和室付近)

化粧土台→腐朽  
構造土台→健全

## 土台の腐朽範囲

化粧土台の奥の土台の腐朽が進んで思われる箇所を下図に示す。特に、玄関回り、便所の一部が該当するが、すべての土台が腐朽しているわけではないと考えられる。





## (2) 基礎の健全度及び土台交換

### 土台交換

#### 【現状】

屋根谷部の直下で冬期間に堆雪が多くなると思われる範囲で腐朽がかなり進み、断面欠損を生じている箇所もある。

#### 【対応】

当該部分の土台を交換する。

交換する範囲でジャッキアップを行い、土台と柱のほぞを切断し、交換を行った後は接合金物で接合部を補強する。昭和53年工事時に使われたえぞ松は既存土台と同じ材種であるが、今現在は入手困難かつ耐朽性が低いため、耐朽性の高いヒノキなど、他の材種の採用を検討している。



土台の腐朽

#### 【蟻害の可能性について】

腐朽の状況から蟻害によるものではないと判断したため、特に対策は講じないものとする。

※写真はWEBより転載

清華亭はこちらの状況に類似していると判断



全体的に腐朽が進むため、バラバラしている



年輪に沿って食われた跡が出ている

### (3) 屋根及び内壁の修繕

## 屋根・棟飾り



棟飾り風化



浮き



塗装の剥がれ



腐食による屋根変形

### 屋根

#### 【現状】

ガルバリウム鋼板・DP  
一文字葺

#### 【対応】

全面張替：ルーフィング  
+ガルバリウム鋼板 一文字葺

### 棟飾り

#### 【現状】

えぞ松・とど松

#### 【対応】

新規製作・取付



### (3) 屋根及び内壁の修繕

## 内壁・天井



塗装の剥がれ



仕上げ面ひび割れ



漏水跡



漏水跡

### 洋室

#### 【現状】

壁：ラスボード張  
プaster塗り

天井：漆喰

#### 【対応】

プasterにて部分補修  
天井は漆喰にて部分補修

### 和室

#### 【現状】

壁：じゅらく壁

#### 【対応】

じゅらくにて塗り替え  
(雨漏りシミの解消)



## 工事報告書構成案

### 序章 概説

第1節 建物の概要

第2節 工事の概要

### 第1章 工事の概要

序節 緒言

第1節 仮設工事

第2節 基礎工事

第3節 木工事

第4節 構造補強工事

第5節 屋根・板金工事

第6節 左官工事

第7節 塗装工事

第8節 建具工事

第9節 内装工事

第10節 雑工事

第11節 電気設備工事

第12節 機械設備工事

図版

写真

図面

